

第 2 回
東京都食品衛生調査会専門委員会
「意見を聴く会」会議録

平成 1 5 年 9 月 1 6 日 (火曜日)
都 庁 ・ 都 民 ホ ー ル

午前10時01分 開会

奥澤食品監視課長 おはようございます。本日は、「意見を聴く会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます東京都健康局食品監視課長の奥澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、東京都では、「(仮称)東京都食品安全基本条例」の制定に向けまして、都民や事業者の皆様の声を反映させていただくため、8月15日、条例制定に向けた「基本的な考え方」を公表し、意見を募集するとともに、東京都食品衛生調査会において御審議をいただいているところでございます。

本日、この会は、調査会での審議を進めるに当たりまして、調査会の専門委員会として皆様の御意見を直接伺うため、開催するものでございます。

本日の予定でございますが、まず最初に、条例制定に向けた「基本的な考え方」につきまして、私どもの方から30分ほど説明させていただいた後、事前にお申し込みをいただきました10名の皆さんから、順番に御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、「基本的な考え方」について、食品医薬品安全部、村田副参事から説明させていただきます。

村田副参事 村田でございます。よろしくお願いいたします。

場内お暑いようでしたら、上着をお脱ぎになって、聞いていただきたいと思います。

それから、照明を落とすよう、よろしくお願いいたします。

(スライド上映)

先ほど御紹介いただきましたように、先月の15日ですが、東京都食品安全基本条例 - これはまだ仮称でございますが、この条例の制定に向けた「基本的な考え方」というものを私どもの方で発表させていただきました。

この「基本的な考え方」の位置付けでございますが、今、ちょうど食品衛生調査会の方に審議をお願いしておりまして、本日の「意見を聴く会」もその一環として行っておるものでございます。いずれにしましても、都民を始めとしまして関係者の方々の意見を聞きながら、今後の条例化を進める際の素材として私どもの現時点での考え方を取りまとめましたが、この「基本的な考え方」でございます。

本日、配布資料としまして、その「基本的な考え方」の本文と、それから今日ここにお示ししておりますスライドの原文をおつけしておりますので、本文の方は後ほどごらんになっていただければと思います。

いずれにしましても、基本的な考え方でございますので、個別具体的な内容といえますのは、今後の審議を見ていきたいと考えております。

それでは、まず最初のお話ですが、「制定の趣旨」ということでございます。

食品の安全が確保されているということは、都民の方々が健康な生活を営んでいく上で欠かせない基本的な条件の一つであると考えられます。

しかしながら、一昨年のBSE発生、あるいは食品の偽装表示事件といった、食品にまつわります事件等がここ数年多発しております。といったようなことから、都民の方々の

食品への不安・不信が高まっているという現状がございます。

このような現状に対しまして、国の方でも対策を講じておりまして、まず本年5月ですが、食品安全基本法という法律を制定いたしました。あるいは、食品衛生法等の改正等を行いまして、国の制度としての食品の安全確保に向けました対策というものを今進めている最中でございます。

この食品安全基本法という法律でございますが、この中で国と、それから私ども自治体の責務について規定をしている部分がございます。どのように規定しているかと申しますと、まず国の責務については、「食品の安全性の確保についての基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する」、これが国の責務でございます。それに対しまして、私ども自治体の責務としましては、「国との適切な役割分担を踏まえ、その区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する」とあります。したがいまして、私ども東京都としましては、東京という大消費地の特性を踏まえました対策を進めるという責務が根底でございます。

こうしたことから、私ども、これまでも食品衛生法の規制の範囲だけにとどまらず、食品製造業等取締条例により営業許可を要する業種を広げるなど、独自の食品衛生対策を進めてきております。

また、食品衛生法が規格・基準を設置していない分野に関しましても、先行的な調査を行いまして、その結果を公表し国としての対応を求めるなど、今現在の制度の中で、できる限りの対策をこれまでも行ってきているところでございます。

しかし、都民の方々の食品に対する不安・不信は解消していかなければなりませんので、今、話しましたような国との役割分担を踏まえまして、東京という地域の特性を踏まえた対策を更に進めていく必要があるわけでございます。

こうしたことから、東京都では、昨年11月に発表いたしました重要施策の中で、食の安全・安心確保に向けた都独自の仕組みの構築というものを平成15年度の重点事業に位置付けまして、食品安全情報評価委員会等の仕組みづくりを今進めているところでございます。

といったような取組の総括としまして、私どもとしましては、食品の安全確保に関する明確な方向を今こそ示す必要があるのではないかと考えておることが、この条例を制定しようとする趣旨の1点目でございます。

それから、2点目になりますが、皆様方に御案内のように、食品安全対策というものは、さまざまな個別の法律に基づきまして進められております。こうした個別の法律に基づきまして、中央省庁の組織というものはでき上がっております。したがいまして、どうしても縦割りであるという印象は否めないところでございます。

これは、東京都の組織においても同様でございます。私ども、健康局のほかに生産段階を所掌しております産業労働局という局がございます。それから、消費者対策の方を所管しております生活文化局といったような局もありまして、私どもの方も実は法令ごとに組織がつくられております。しかしながら 縦割りといったような批判は受けまされども、今こそ私ども、東京都の組織一丸となった総合的な食品安全対策を進める必要があるだろうと考えましたことが制定の趣旨の2点目でございます。

いずれにしましても、このような考え方で私ども東京都としましてはこの食品安全基本

条例を制定しようと考えたわけですが、じゃあ、どのようにこの条例を考えるのかというお話を次にいたします。

まず、1点目としましては、先ほどのお話と重なりますが、食品の安全確保に向けました東京都の基本的な考え方を示そうと。2点目としましては、食品の安全確保には、私ども行政の取組とともに関係する事業者の方々、あるいは都民の方々との連携も不可欠であるということから、関係者の方々の責務、それから役割というものも示したいと考えております。3点目ですが、法と条例、すなわち国と私ども自治体の基本的な役割分担を踏まえつつも、法だけでは対応が困難な課題があるならば、それに対しても都独自の対策をこの条例を踏まえて進めていく必要があるだろうということで、大まかに言いますとこうした3項目をこの条例の中では示していきたいと考えております。

どうして東京都がわざわざ食品に関する条例を制定する必要があるんだというような御意見もあろうかと思いますが、私どもとしましては、この条例を制定しまして、東京都の施策を進めようとするそのものが、国と自治体との役割分担を踏まえた結果であると考えてございます。したがって、基本的な関係は国と自治体、それぞれ決まっていますけれども、もしも国制度の中で何か補完するべき点があるならば、補完はすべきであると、そういう考え方でございます。

この条例の位置付けでございますが、私どもとしましては、食品安全行政の分野におけます基本条例としたいと考えております。したがって、食品安全対策のよりどころという位置付けにしたいと考えております。

それから、ほかにも食品安全対策にかかわるような条例・要綱等もあるわけですが、必要に応じてほかの条例・要綱と補完し合って、食品安全確保を実現したいと考えております。

それでは、中身の方に入らせていただきたいと思います。

まず、条例の目的でございます。

条例の目的としましては、「食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の方々の健康を守る」ということを目的にしております。この目的を達成するために、関係者の責務ですとか役割を規定するとともに、私ども都の基本的な考え方、それから施策の基本的な事項等を定めまして、食品安全対策を総合的・計画的に推進しようというものでございます。

続きまして、今後実施していく食品安全対策のよりどころとなる基本的な考え方としまして、今回、3点ほどまとめさせていただきました。

まず、1点目が「事業者責任を基礎とする安全行政」ということでございます。やはり、食品の安全確保には、その供給者であります事業者の方々が御自身の責務を着実に果たすことが不可欠であるということから、筆頭に挙げさせていただきました。

それから、2点目が「科学的な知見に基づく安全行政」ということでございます。これはどういうことかといいますと、科学の進歩によりまして、従前では考えられなかったような技術によって食品や食品を入れる容器、包装といったものがつくられてきております。

それから、検査の方も目まぐるしい技術革新がございまして、その結果、これまで私どもが全く知らなかったような有害物質、あるいはごく微量に含まれていた汚染物質を検出することが可能になってきております。したがって、このような進歩というのは今後も続きますので、これからも今まで知られていなかったリスクというものが明らかになる可能性がございまして。といったようなことから、今現在では、食品の安全性を白・黒で論ずることは不可能であるとも言われております。そこで、今後の食品安全行政としましては、常に最新の科学的な知見に基づいた施策を生産から製造、更に消費に至る各段階で講ずる必要があると。これが「科学的知見に基づく安全行政」というものでございまして。

それから、3点目でございますが、「関係者の相互理解と協力に基づく安全行政」ということでございます。先ほど、一連の食品に関する事件等を通して都民の方々が不安・不信に陥っているというお話をいたしました。その背景としましては、事業者の方々、消費する側である都民の方々、それから私ども行政間の情報のやりとりが不足していたのではないかとということがよく言われております。そうした交流の不足の結果、パニックですとか、あるいは風評被害といったような結果に至ったのではないかと、更に、都民の方々からすれば、事業者の方々、あるいは私ども行政に対する不信感を募らせていったのではないかと考えております。こうしたことから、いわゆる未知リスクが明らかになる可能性が今後とも否定はできないという共通の認識を持ちまして、お互いが食品の安全確保に向けて積極的に取り組むとともに、相互理解と協力に基づいた施策を進めていく必要があるという考え方から、「関係者の相互理解と協力に基づく安全行政」というものを3点目に挙げさせていただきました。

続きまして、関係者の責務でございます。

まず、筆頭としまして、「事業者の責務」を挙げさせていただいております。

1点目に「自主的衛生管理の推進」とございまして、いわゆるそれぞれの施設の衛生管理を自主的に進めなさいよという意味でございます。

それから、消費者の方々と積極的な情報のやりとりをするということが、消費者の方々に正しい選択をしていただく第一歩でございますので、「消費者への積極的な情報の公開、説明」というものを掲げております。

それから、危害発生時 - - これは食中毒ですとか、あるいは違反食品等をつくってしまった、あるいは売ってしまったといったような場合を指しますが、「危害発生時等の的確、迅速な対応」というものも求めております。

ここには3点のみ紹介しておりますけれども、あとは「食品の安全確保に関する都の施策への協力」、あるいは「食品の特性に応じた適正な取扱いの実施」、それから「食品の安全に係る必要な情報の記録とその保管」、それから「適正かつ分かりやすい食品表示の実施」といったようなことを責務として挙げております。

続きまして、「都の責務」でございます。

今回のこの条例の目的ですとか「基本的な考え方」を踏まえまして、食品の安全確保における東京都の責任を明確にするために、具体的な責務に関する事項をここで定めることにしております。

1点目は、「安全確保対策の総合的・計画的な推進」、それから「都民、事業者との情報交流の促進」、それから「国及び他の自治体との連携・協力」といったことを挙げさせていただいております。

ほかには、「国への法整備等の要求」ということも当然の責務として掲げております。

それから、都民の方々につきましても、役割という形で3点ほどまとめさせていただいております。

これらはいわゆる基本的な理念のような部分の紹介なんですけれども、続きまして、安全確保に向けてこの条例でどのような取組をするのかという部分になります。

まず、食品の安全確保に関しまして、基本的な施策 - - 食品安全対策として、東京都がどういふことをするのかという柱となる部分ですね。そちらをまとめております。

続きまして、この条例に基づきます、いわゆる都独自の仕組みとしまして、「危害発生未然防止の措置」というものを定めます。それから、都民の方々、事業者の方々との情報の共有と交流というお話と、それから国及び他の自治体との連携・協力といったような四つの柱でまとめております。

まず、1点目の「食品の安全確保に関する基本的な施策」でございます。

食品の安全確保に関しまして、関係する各局と連携をしながら、生産・製造・消費に至る各段階でそれぞれの施策を充実・強化する必要があります。あわせて、こうした施策を体系化しまして、総合的・計画的に推進を図るべきであろうという考え方から、基本的な施策についてまとめております。

まず、1点目が、「施策の総合的・計画的な推進」でございます。

これは、東京都の食品安全確保に関しましては、健康局、産業労働局、生活文化局等々の局が関係しているわけですが、この条例制定を機にいたしまして、生産から消費に至る各段階で一層総合的・計画的な施策の推進を図ろうという趣旨から、今回、この条例に基づいて「食品安全推進計画」といったものを策定しまして、その内容を広くお示ししたいということです。

それから、2点目に「調査・研究の推進」、3点目に「情報の分析・評価」といったことを挙げしております。3点目の「情報の分析・評価」でございますが、具体的に何をするのかと申しますと、この条例に基づきまして、「食品安全情報評価委員会」というものを設置しようと考えております。この評価委員会は、本年7月に既に先行する形で発足しております。この食品安全情報評価委員会、食品安全委員会という国の機関と何が異なるんでしょうかとよく聞かれるんですけれども、国の食品安全委員会の最大の役割が規格・基準をつくるための評価にあると考えるならば、この食品安全情報評価委員会は、対象とする分野はいわゆるグレーゾーン、規格・基準の定めがない部分でございますけれども、私も単独で規格・基準をつくらうというよりは、そのグレーゾーンに関するさまざまな情報 - - 私ども監視・指導している現場がありますので、そちらから上がってきた情報、あるいは都民の方からの情報等々を踏まえまして、グレーゾーンの中でもこの食品についてはより迅速な対応が必要な程度危害発生の可能性がありそうなのか、あるいはそうでない

のかといったようなことをこの評価委員会で評価していただいて、その結果を個別の施策に反映させていきたいと考えております。

その個別な施策とは何かといいますと、例えばですが、都民の方々への注意喚起がもしもありませんし、あるいは関係業界への働きかけ・指導等もあるかもしれません。それから、やはりこのケースについては規格・基準をつくることが不可欠であるという評価の結果であるならば、国に対して規格・基準を制定してほしいという提案・要求をするといったような形で、この評価委員会の機能というものを施策に生かしていきたいと考えております。

いずれにしても、この評価委員会につきましては、今後の東京都の食品安全対策におけるアラート機能を果たすような機関であると考えていただければいいかと思っております。

それから、基本的な施策に戻りまして、「生産段階の指導・農薬取締り等」、それから「製造から販売段階にいたる監視・指導」を実施することです。この中には、いわゆる輸入食品も含まれております。それから、こうした生産段階から製造・販売に至る監視・指導を広域的・機動的に行うための体制整備もしますよということを定めております。

それから、あとは「食品表示の適正化の推進」、あるいは「生産・製造情報の記録、保管及び伝達に関する取組の普及」といったようなことを基本的施策としてまとめてございます。

続きまして、「危害発生未然防止の措置」という部分についてのお話でございます。

未然防止とは何ぞやということですが、基本的に食品安全対策というのは、国の方で規格・基準を定めまして、そのナショナルスタンダードに基づきました対応を私ども自治体がするというようになっております。

しかしながら、このナショナルスタンダードに基づきます対応といいますのが、ややもすると、何か事が起きてからの事後対応に追われるということにもなりかねない、そういう要因がございます。

といったようなことから、私どもとしましては、自治体のレベルで何か事後対応にばかり追われなくても済むような、未然防止のための仕組みがあるんじゃないかということを考えまして、今回、この「基本的考え方」で御提案をさせていただいております。

その1点目が「安全性調査」と「措置勧告」でございます。現行の法制度、国の方でナショナルスタンダードをつくっているというお話をしましたが、それをひっくり返しますと、そのナショナルスタンダードがつけられるまでには法的な対応ができないということになります。したがって、私どもとしましては、いわゆるナショナルスタンダードがない、グレーゾーンに当たる部分について危害発生のおそれがあるという場合には、この条例の中で調査権を位置付けて、その結果、やはりこれは何らかの対応を講ずる必要があるだろうという判断をした場合には、「措置勧告」という手段をとりたいと考えてございます。

それでは、その安全性の調査を行う必要があるものというのは何か、どういうものが対象になるのかということですが、繰り返しますが、規格・基準の定めがない、つまりナショナルスタンダードがないものなど法的規制の対象外のもので、先行調査 - - 私ど

もが独自にデータの収集のために行っている調査があるんですけれども、そういった調査や都民の方からの苦情、あるいは監視の現場から上がってくる報告等々を踏まえて、危害発生の蓋然性が高いと疑われる場合に安全性調査に踏み切ると考えております。措置勧告は、安全性調査の結果を踏まえまして、やはりこの食品については何らかの対応を至急講ずる必要がある、しかし、法的には現状では対応が困難といったようなケースについて適用いたします。例えばですが、製造方法の改善等を勧告するということになります。

この安全性調査や措置勧告を行うに当たりましては、実際には先ほど御紹介しました食品安全情報評価委員会の評価、あるいは提言等も参考にするというケースが考えられます。いずれにしても、規格・基準の定めがないからといって、それらすべての食品に一律にこの安全性調査を適用するものではございません。あくまでも、危害発生の蓋然性が高いという判断があってからのことでございます。

それから、この対応として規格・基準を定めることが必要だというケースにつきましては、並行しましてその旨を国に対して提案していきたいと考えております。ただ、ナショナルスタンダードがつくられるまでにはそれ相応の時間がかかるということは御案内のとおりでございますので、その間、放置することが自治体としてできない程度の危害があれば、この制度の適用が考えられると思います。

続きまして、「自主回収報告制度」でございます。

これは、事業者の方々が、今、新聞の社告等で盛んに回収のお知らせをされておりますが、あのように自主回収に踏み切った場合、その内容を私どもの方に報告をいただくという制度でございます。この報告を受けましたら、私どもの方でその内容を精査させていただいて、インターネット等で都民の方々に広くお知らせをし、注意喚起をすると、そのことで自主回収を促進しようというものでございます。社告等を打つことでかなりの周知効果は当然あるかとは思いますが、社告は1回の掲載でございます。それから、販売店にまだある品物であれば、売っていったルートというものがありますので、それをさかのぼる形で回収することは当然可能なわけですが、それがいったん都民の方々の御自宅に行ってしまったならば、社告以外にはその回収情報を知り得ないという状況もございます。といったようなことから、私ども東京都としましては、東京都のホームページ等を活用しまして、その食品の回収、危害性情報を広くお知らせしていきたいと考えております。

それから、「自主的な衛生管理体制の構築」ですが、これは先ほど事業者の責務としまして「自主的な衛生管理」というものを定めましてけれども、そういった責務を果たさせるために、都として仕組みを構築しますよという考え方をこの中でまとめております。具体的には、本年8月に「食品衛生自主管理認証制度」という制度を新たに創設したところでございます。

それから、「緊急時の対応」とございますが、十分な体制をとっていても不測の事態 - 大規模な食中毒ですとか大規模な違反事件というものは起こり得るわけございまして、そういった緊急時に備えまして、都として所要の体制整備をしますという考え方でございます。

続きまして、「情報の共有と交流」という柱でございます。

食品の安全確保をするためには、繰り返しますが、都民の方々、それから事業者の方々

がお互いに情報を共有する、そして、相互理解と連携を図っていくということが必要でございます。そこで、食品の安全について、この三者が共通の認識を持てるようにするための都の取組について、考え方をここでまとめようとしております。

まず、「情報の共有と交流の推進」ですが、私どもこれまでも、これは1対1の関係になりますけれども、ホームページ等を使いまして都民の方からの問い合わせであったり、あるいは事業者の方々からの相談といったことについてお答えをしております。

それから、保健所等の窓口においても同じような対応をしているところでございます。これそのものも情報の共有と交流と言えるかと思うんですが、これだけでは当然十分ではございません。いろいろな仕組みが必要かと思われまます。

例えば、本年8月ですが、「食品安全ネットフォーラム」というインターネット上の討論会のサイトを開設しております。2か月に1回テーマを変えまして、そのテーマに基づいて都民の方々、あるいは事業者の方々に投稿していただいたり、投稿内容を閲覧していただいたりして、討論をしていただくような仕掛けでございます。こういったような仕掛けを幾つも繰り広げていくことで、情報の共有と交流を図ろうと考えております。

それから、「事業者による情報公開」ですけれども、やはり商品について一番情報を持っている側からの情報の公開というものも欠かせません。そこで、今年度の重点事業としまして、都では「生産情報提供プロジェクト」というものを産業労働局が中心になって進めております。

それから、食品の安全について正しく理解し商品を選択していただけるような「教育・学習の推進」という考え方も必要ですし、それからこういった条例を策定したり、あるいは基本的な施策の方向等を変えていったりする際には、当然のこととして都民の方々、あるいは関係業者の方々の御意見を反映する必要があるだろうといったような考え方をこの「情報の共有と交流」ではまとめております。

それから、「国及び他の自治体との連携・協力等」の部分なんですけど、ここもいわゆる考え方をまとめた部分でございます。食品といいますのは、輸入品も大変多くございますけれども、国産品も都内だけのおさまっているものというのではなくて、大半がほかの県から入ってくるものでございます。したがって、国との連携もさることながら、周辺の自治体との広い意味での広域連携が必要であるということから、考えをまとめております。

それから、先ほどの規格・基準の設定のほかにも、国として当然やるべきことがあるという場合には、国に対して提案要求をするということでございます。

「その他」としましては、都民、事業者の方々は、消費活動ですとか事業活動に当たっては、環境への配慮をしていただきたいということ。

それから、これまで食品衛生に関しましては、「食品衛生調査会」という附属機関をつくりまして、そこで審議をしていただいておりますけれども、今回の条例制定を機に、この調査会を、これもまだ仮称ですが、「食品安全調査会」と改正しまして、広く生産から消費に至る各段階での食品安全行政を審議していただけるような場にしたいと考えております。

最後になりますが、今、御紹介しましたのは現時点での私ども東京都の基本的な考え方、素材でございます。この条例の具体的な内容、それから施行の時期につきましては、今後都民をはじめ関係者からの「基本的な考え方」に対する御意見を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

制定に向けました今現在の取組ですが、まず、「基本的な考え方」を8月15日に公表いたしまして、翌日から先週の金曜日、12日までの4週間にわたりまして、御意見を募集してきました。それから、食品衛生調査会の方にこの条例の考え方について、今、諮問をしているところでございます。そして、専門委員会 - - これは食品衛生調査会の下部組織ですが、専門委員会を設置しまして、そちらの方で具体的な審議を今お願いしてございます。そして、本日がこの専門委員会の主催によります「意見を聴く会」でございます。

こういったような形で、いろいろな方々の御意見を聞きながら、今後の条例制定につなげていきたいと考えてございます。

(スライド上映終了)

駆け足になりましたけれども、私の方からの話は以上でございます。

奥澤食品監視課長 それでは、本日発表者の皆様から御意見をお聴きする食品衛生調査会専門委員会の委員の皆様を御紹介いたします。

最初に、黒川専門委員会座長です。

黒川座長 黒川でございます。どうぞよろしく。

奥澤食品監視課長 碧海委員でございます。

碧海委員 碧海でございます。

奥澤食品監視課長 神谷委員でございます。

神谷委員 神谷でございます。

奥澤食品監視課長 高濱委員でございます。

高濱委員 高濱でございます。

奥澤食品監視課長 林委員でございます。

林委員 よろしく願いいたします。

奥澤食品監視課長 谷茂岡委員でございます。

谷茂岡委員 谷茂岡です。よろしく申し上げます。

奥澤食品監視課長 なお、先ほども申し上げましたように、本日この会は食品衛生調査会専門委員会の委員の皆様、直接都民なり事業者の方の御意見を聞いていただくために開催するものでございます。

途中、理解を深めていただくために、発表者の方に対して委員の皆様から質問させていただくことがあるかもしれませんが、意見交換の場は設けておりませんので、あらかじめ御承知おき願います。

また、本日、発表者として10名の方からお申し込みをいただいておりますが、そのうち1名の方から、都合で欠席されると御連絡をいただいております。したがって、本日、発表者の方は9名ということになります。

それでは、以降の進行につきまして、黒川座長をお願いいたします。

黒川座長 ただいま御紹介いただきました、黒川でございます。本日の進行を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、今、お話がありましたように、本日御意見を聴かせていただく方はあらかじめ申し込まれた9名の方でございます。発表時間はお一人5分以内でお願いいたします。なお、4分で予鈴、5分で本鈴を鳴らしまして、お時間をお知らせいたします。また、発表順につきましては先ほど抽選で決めさせていただきましたので、その順に沿ってお願いいたします。

最初に、1番から5番の方まで続けて御発表いただきまして、その後、専門委員から何かあれば、発表内容について確認させていただくと、また、御質問もいただくことにしております。それが終わりましたから、残り6番から9番の方に御発表いただくことにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番の方から、よろしくお願いいたします。

発表者(1番) A市に住んでおります、Bと申します。私は、消費生活協同組合の組合活動を通じて、また、毎日の家庭での食生活を通じて食の問題をさまざまに考えておりますので、まずその立場から、この度東京都が「(仮称)食品安全基本条例」を制定されるということ、特に、その制定に当たって、法では対処できない課題への対応策として未然防止の仕組みづくりに力点を置かれるということを非常にうれしく思っております。その上で、消費者の立場から、是非、条例の文言として明記していただきたいこと、考え方として取り入れていただきたいことを何点か述べさせていただきます。

まず第一に、「食の安全確保はすべての消費者の権利である」ということを条例に明記していただきたいと思っております。

昨今の食を取り巻く事件の連続から、「消費者の役割」という言葉がよく聞かれますけれども、私は権利の保障あってこそその役割だと考えております。99年に改定されました「東京都における食品安全確保対策に係る基本方針」にはこの消費者の権利が明記されていると聞きましたけれども、ですから、この考え方は東京都の基礎にはなっていると思いますが、是非、今回の条例にもきちんと明記していただきたいと思っております。

次に、未然防止という考え方ですが、これは単に事業者の製造管理を厳しく取り締まる仕組みをつくるということではなくて、考え方として予防原則ということを確立・実行していただきたいと願っております。特に、新規の食品などについては、先ほど御説明にもありましたが、十分な情報を集めるように努め、その情報が不十分で他に代替の食品があるような場合には、そのものの製造・流通を規制するというような考え方が望ましいと思っております。

例えば、私は、遺伝子組換え食品に対して非常に大きな不安を感じています。国が安全性を認めたとしても、専門家も指摘しているように、未知の部分はたくさんあると思います。例えば、山形県の藤島町では、「遺伝子組換え農産物の監視を強化し、町の許可なく栽培しないよう規制を設ける」ということを「人と環境にやさしいまちづくり条例」に明記していると聞きました。また、先般、滋賀県でも、食用の遺伝子組換え作物の栽培を規制するガイドラインをつくる。また、これは条例化も検討すると知事が発言をされたと聞きました。安全性審査を経た遺伝子組換え作物であっても、いったん作付けされれば、花粉が飛んだり、種子がまざったりということで、例えば認証を受けた有機農産物にまじっ

てしまうという可能性もあると思います。これでは、東京都が進めている有機農業推進の方針に水を差すことになりかねないと感じます。都内での遺伝子組換え作物の栽培に関する規制を具体的に条例に盛り込んでいただきたいと思います。

更に、消費者の選ぶ権利の確立という点からは、現在の遺伝子組換え食品の表示は非常にわかりにくくて、不十分だと思います。遺伝子組換え食品の監視・表示の強化など、消費地東京から関係の自治体に呼びかけて、国を上回るような対策を進めていただくことを希望いたします。条例の中に具体的な手順を盛り込むことが難しくても、今後策定される食品安全推進計画に具体的な目標として掲げ、年度ごとに具体的な表示の策定に向けての方針を実行されることを望みます。

更に、消費者の権利という点で、是非、条例に申出制度を盛り込んでいただきたいと思います。消費生活条例の中には、消費者の調査請求権が保障されていると聞きましたけれども、これを是非もう一步進めていただきたいと思っています。これも他県の例で恐縮ですが、群馬県では施策の制度の新設・改廃を申し出る制度とか、その必要性を市民参加の審議会で検討するというような仕組みが今考えられていると聞きました。是非、東京都の条例にもこのような申出制度ともに、食品安全調査会への消費者の参加を保障していただきたいと思います。単にパブリックコメントを求めるとか、少数しか参加できない意見交換会でリスクコミュニケーションということではない、公明正大な場を用意していただきたいと思います。

最後に、私は科学技術を駆使した新しい食品については非常に不安を感じますし、予防原則を大切にしてほしいと願いますが、一方で伝統的な食文化というものを、是非、大切にしていきたいと考えています。最終商品が食に値しない危ないものであってはいけませんし、事業者の方にももちろん努力していただきたいとは思いますが、ただただ最新の科学で衛生管理をして事業者を取り締まるということではなくて、是非、食文化の継承と食育の大切さも条例に盛り込んでいただきたいと考えております。

以上です。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、2番の方、どうぞ。

発表者(2番) 私どもは、菓子業界を代表する団体でございます。大企業は非常に少なく、90%以上が日本全国に分散している中小、あるいは零細企業より成り立っているという背景でございます。

お菓子ということで、夢を売る、楽しさを売るという性格上、主たるお客様は女性、あるいは子供さんということで、常日ごろより非常に安全、衛生ということには気を配っております。

東京都の食品安全対策のよりどころということで、東京都食品安全基本条例でございますけれども、これを読んで、いろいろと検討もさせていただいたんですが、本日は2点について意見・要望がございます。

まず、第1点ですが、これは配布されました参考資料の別紙2、本文の5ページのところにございますが、2の「知事の措置勧告」についてでございます。

私ども菓子製造業者は、食品衛生法、あるいはJAS法など、さまざまな法律に基づいた規格・基準というものがございますから、これによって生産活動を行っているわけで

ざいます。この措置勧告の内容によりますと、たとえ法律を遵守していても、製造中止、あるいは回収を招くことになり、これでは安定した生産活動が非常に制約されると、メーカーとしては、生産、あるいはお届けするというのは非常に大事な責務でもございます、そういったものが制約されるというおそれがございます。

そういった意味において、今年の7月1日から、国においては食品の徹底したリスク評価を行う機関として「食品安全委員会」を設置されております。設置されたばかりでまだよちよち歩きの状態ではございますけれども、全国自治体のリーダーである東京都は、安全性調査の結果、安全性に問題があると認められた場合には、その国の機関にもっと積極的に働きかけて、国の規格・基準を速やかに見直すように、しりをたたいて、ハッパをかけていただきたい。都民のため、あるいは国民のため、食の安全を確保するために、そういった視点から大きな仕事、取組をしていただきたいと思っております。

次に、3の「自主回収報告制度」についてでございます。

先ほどもスライドを見て感じてたんですけれども、言葉じりをとらえるということではないんですが、自主的に回収しているから自主回収という認識になっております。法令、規制、義務により回収ということとなると、言葉を変える必要があるのではないかなと余分なことを思ったんですが。いずれにしても、これは非常に大事なことから、日々、自ら危ないと思われたときは即実施しているわけですが、この内容によりますと、自主的な回収に着手した場合に、知事への報告を義務付ける新たな制度の導入ということ。しかしながら、従来から全国各地のメーカー・製造の現場では、各地区の保健所と非常に密接に連携しております。ですから、相談もいただいております。自主回収においても、保健所に報告すればよしとして、知事、あるいはそれぞれの自治体の長に届ける、二重三重の手間にならないように、一つ十分御配慮、御連携をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、3番の方お願いします。

発表者(3番) 私どもは、日々飲んでいただいておりますソフトドリンクス、清涼飲料水の製造・販売を行っている事業者の団体でございます。

時間があれば3点ほど、なければ2点ほど御意見を申し述べさせていただきます。

今、菓子業界の方からお話のあったところと重複するところも多いんですが、条例案の4ページ目、「食品の安全確保に関する基本的な施策」の中に「食品表示の適正化推進」とございまして、「消費者にわかりやすい適切な表示を推進する」という文言がございます。

御存じのように、食品の表示に関しましては食品衛生法、それからいわゆるJAS法によりまして規定されております。このように、国の方で規定されているもの以外に独自の表示基準を都の方で制定されるというのは、平たく言って、反対でございます。先ほど申し上げました二つの法律に従いまして、事業者は適正な表示を行っております。これに加えまして、都が新たに独自の表示の規定を制定されるというのは、事業者に過剰な負担を与えまして、かつ混乱を与えると考えますので、是非是非お考えいただきたい。条例の最後の方に書いてあります「国及びその他の自治体との連携・協力等」の中で、既に何度も御発言がありますように、「食品の規格・基準制度など必要な措置については国への提

案・要求を行う」と記載されておりますので、食品の表示についても国に働きかけていただくことで対応していただければと考えます。

また、私どものように加工された食品、特に加工度の高いものは、広く都道府県の境界を越えて流通されておりますので、都の分だけ独自表示をせよと言われましても、現実的には事業者としては対応し切れない、不可能であると考えますので、是非是非、御検討いただければと思います。

それから、菓子業界の方からもお話がありましたが、自主回収報告についてであります。平たく言うと、ちょっとわかりづらいところがある、趣旨がわからないという気がいたします。先ほども御説明がありましたように、事業者が自主回収する - - 自主回収するというのはいろいろな絡みがありまして、そうならざるを得ないというところがあるんですが、当然のこととして、都の出先機関でございます所轄の保健所と事前にお話し合いをしますし、それも非常にスピーディーにやるわけでございますけれども、当然、事後にも御報告します。あるいは、その途中で事細かな回収報告を求められたりもしております、これもすべて行っていると聞いております。つまり、知事には保健所を通じまして報告が行っているというのが現在の実態ではないかと思ひまして、今さらこれを義務付ける必要はないのではないかと考えます。もし、明確にすべきということであれば、「知事（保健所）」とでもして、明確にさせていただければと思うわけでありす。

また、自主回収報告制度の中に「報告等について」とありまして、「等」という言葉がついております。これは今後決められていくのかもしれませんが、この「等」というところも一つひとつ明確に、具体的に明示していただければ、今回のようにパブリックコメントを求めていただいても結構ですし、いろいろな形で事業者の御意見を聞いていただいて、よりはっきりしていただきたい。また、それに対して、私どもは賛否をきちんとお示ししたいと思ひます。

最後なんです、この制度の中で、都以外の道府県に本社がある企業は一体どうするのかなと考えます。この辺についても、特に横といいますが、他の自治体との関係ということで御協力いただきたいし、いろいろ御教示いただきたいと思ひます。

繰り返しますけれども、現在も事業者は自主回収するときは保健所を通じて御報告させていただいておりますので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

最後に、ちょっと時間がないんですが、国政とのかわり合いについてもよく御相談されて、調整されて、御指導いただければと思ひます。

以上です。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、4番の方、お願いします。

発表者（4番） 私、C市にありますD運営連絡協議会からまいりました。私どもは、皆さんの記憶にもあるかと思ひますが、チェルノブイリ原発事故後、食品に含まれる放射能を心配して、食品に含まれる放射能を測定している市民の団体です。1990年から測り続けておりますので、もう13年になります。その経験の中で、今回の条例について4点ほど意見を述べさせていただきたいと思ひます。

まず、放射能汚染の国の基準というのは、輸入食品に関しては1キログラム中370ベクレル以下ならばいいという法律的な決まりがあるんですが、乾燥キノコ等は、1キログ

ラムといたしますと、こんなに大きいわけです。ところが、粉ミルクとなりますと、1キログラムというのはこんなものなんです。しかも乳幼児ですから、受ける影響は大人以上ですし、毎日飲むものであるわけです。ですから、輸入食品一律370ベクレルを基準にしている国の報告は間が抜けているとしか言いようがないんです。ちなみに、粉ミルクは私たちが毎年測っておりまして、どんなに少ないレベルで検出されても大騒ぎしようと思っています。

それで、条例中、第2の「(3)情報分析・評価」の中の「さまざまな食品の安全に関する情報を整理し」というところを、「食品の安全に関する」だけではなくて、「人体に受ける影響評価」も是非入れていただきたいと思います。

また、私たちのように目立たず、地道にいろいろ調べている団体は多いかと思っておりますので、こういう団体と都の交流を積極的に進めていただきたいと思っております。

第2の(2)ですが、「積極的に対応する観点から、調査・研究を推進する」の中に、「情報を集める」ということも考えていただきたいと思っております。ちなみに、私ども放射能を測定する立場から、都にある産業技術研究所の方に講師に来ていただいたこともありますし、また、私たちは素人ですので、測っているものが正しいかどうか、産業技術研究所に測定を依頼することもあります。いずれにしてもお金がかかる話です。特に、測定を依頼しますと1検体1万円で、私どもおばさんたちにはとても継続的に出せるお金ではないので、都はあんなにすばらしい機関を持っていて、しかも測定という地道な活動をずっとやっていらっしゃる方がいるのに、そういう方との交流がお金の面で閉ざされるのは大変残念なので、交流に関しても配慮があった方がいいと思っております。

ちなみに、消費者センターにも放射能測定器はあるんですけども、その放射能測定器よりもCの測定器の方がはるかに正確に測れます。

次に、3番目ですけども、情報の共有と交流に関してかなりいろいろ書いてあって、これは高く評価したいと思っております。私どもも輸入乾燥キノコから放射能が測定されるものですから、余りにも長く出続けるので業者に出ていますよというお手紙を出しても、1社からは返事が来ず、1社は基準値以下だからいいだろうというような返事で、私たちのような者が言っても余り情報交流ということにはならないので、これは都の条例に大変期待しております。

最後に、そもそも食品とは何かということなんです。例えば、脱脂粉乳は放射能汚染がわかっているものなんですけれども、牛がチェルノブイリ周辺で草を食べます。草を食べた牛は内臓やお乳が汚染されるのは目に見えています。ですが、食品として規定されているのは肉と牛乳と内臓だけではないでしょうか。牛が食べる草、また土は食品とみなされてはいないと思っております。ですから、国の食品とは何かという法律はたしかあると思っておりますので、それをまずうたっていただいて、その食品を生産するまでの環境をも食品だというのはもう世の常識ですから、そういうことを入れていただきたいと思っております。BSEで問題になった肉骨粉もたしか食品ではないと思っております。

以上です。

黒川座長 それでは、5番の方、お願いいたします。

発表者(5番) 私ども豆腐業界は、全国で1万5千軒ありまして、東京都は大体1,600軒ぐらいということでありまして。昭和30年代には5万軒ぐらいの豆腐屋さんがあ

ったんですけれども、現在は非常に少なくなって、そういう状況にあると。その中で、30人以上の従業員がある企業は、全国でほぼ300軒ぐらいだろうと。菓子業界の方も言われたんですが、非常に零細な企業であるわけです。

今回の条例について、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

今回の東京都の食品安全基本条例は、現在検討されている国の食品安全基本法を意識して、重複されているものであると思っています。国の基本法の目的は、1番目に国民の生命・健康の保護、2番目に食品の供給団体の安全性の確保、3番目は科学的見地及び国際動向に即応した対応等が挙げられているわけです。一方、今回の東京都の条例は、「食品の安全を確保することにより、都民の健康を守る」ということであるわけです。両者とも基本的には同じ内容のものだろうと思っています。食品安全対策を推進する根本的な施策・考え方は類似したものであると思っています。国の制度に上乘せして、事業者に対して新たな義務付けを行うことは大変問題が大きいと考えます。

また、二重行政であるということを考えております。地方自治体が制度化する条例は、国の法律に重複して、上乘せされるような条例を考えるのではなくて、地方自治体としての取り組むべき問題は国とは違うものであります。最も消費者に近い立場にある者にしかできない行政を期待するものであります。今般、国が進める基本法の進捗状況を見ながら、よく内容を検討して、東京都がやるべき役割、先ほど役割分担と言われましたけれども、それを考えるべきであると思っています。

「食品の安全確保に関する基本的な施策」についてですけれども、食品の生産から消費に至るあらゆる段階において、個々の施策を充実・強化するとともに、体系化して、総合的・計画的な推進を図るということを行っているわけですが、具体的な内容の中の(1)から(8)までというのは、既に十分に実行されているのではないかなと。今さら何を求めているのかなと思っています。

3番目に「危害発生未然防止の措置」に関してですけれども、現在、食衛法、JAS法について保健所、農水省等が立入りをやっているわけです。その立入りは一般的に行われているところでありまして、この条例の調査は協力義務を課して、違反者には罰則を適用し、調査結果を公表するということであるわけです。本来、条例は行政指導的な役割があるわけで、このようにまるで法律違反者の取締りのごとく行動することはちょっとおかしいのではないかなと思っています。

自主回収についてですけれども、一時期、食品製造業者は、種々な問題発生に対応するために、どんなクレーム内容でもまず自主回収して、マスコミに謝罪文を掲載するなど、同じパターンの措置を行ってきました。これらの行為が、問題発生に対する責任のない、安易な方法として非難を受けたわけです。自主回収は、そのクレーム事項と原因があり、非常に微妙な関係をはらんでおります。あらゆる観点から検討し、回収についての仕組みを考える必要があります。その理由も種々で、そのすべての自主回収について報告を義務付け、公表することには問題が多く、自主回収を妨げる結果となるということでもあります。

東京都の条例は、東京都内の施設、販売・製造事業者が対象になることと考えていますが、多くの食品が広域に流通されているわけです。食品が都内だけで製造・流通されているのであれば、この条例が生かされる場面があるかもしれませんが、隣接する自治体が独自の条例を制度化することになれば、混乱の極みであります。かつて、食品表示に関する

条例を施行し、隣接する自治体も同様に条例を策定いたしました。各自治体で表示方法が異なって、大変混乱したわけです。JAS法の品質表示基準制度後、各条例は撤廃されました。これによって、いわゆるD・0問題が解消されたわけです。あのとき表示について条例化されたのは一体何だったのだろうと、今そういうことを思っているわけです。

大変長くなりましたが、以上です。

黒川座長 ありがとうございます。

これで最初の5名の方々の意見発表が終わったわけでございますけれども、冒頭に申し上げたように、今日は意見を承る、意見をお聞きする会ということで、討論の場ではないという趣旨でございますけれども、そういうことを踏まえて、こちらの委員の方々から御発言があれば、お願いいたします。

林委員 1番の方にお聞きしたいんですけれども、条例においては未然防止というような考え方を言っているわけですが、それにもかかわらず、なお予防原則とにおっしゃいましたけれども、それを求める理由はどういうことなのか伺います。

それから、もう一つ、遺伝子組換え食品など、ある食品を特定して栽培方法の指導をするということは条例上できないと思うんですが、今までそういうことがあったかどうか、そういう事例を御存じならばちょっと挙げていただきたいと思います。

発表者(1番) 「未然防止」という言葉の使われ方というか、意図するところがちょっとよく私にはわかり切れなくて、何となく事業者を取り締まるというようなニュアンスが強いのかなという気がしたものですから、それであれば、未然防止といっても本当に出回る前の、特に新規の食品というか新しいものについては、開発の段階から情報を収集して、製造者が製造する前の段階でそれをストップすることができたらいいのではないかと思いますので、あえて「予防原則」という言葉にそれをあらわしてみたということです。

それから、遺伝子組換え食品については、私も先ほど申し上げました山形県の藤島町の例しか存じません。しかも、こちらは、食品安全に関する条例ではなくて、「人と環境にやさしいまちづくり条例」の中で、環境に配慮した農業という中の一節だったかと思えます。ただ、「遺伝子組換え農作物」と明記して、その栽培については規制するというようなことが書かれております。

それから、先ほども申し上げました滋賀県は、まだ条例化はされていないのでわかりませんが、国の基準を越えてでも、県内では食用の遺伝子組換え作物を栽培しないという規制をはっきり決めるということは述べられていると聞いております。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、次の4名の方にかわっていただきましょう。

では、6番の方からお願いいたします。

発表者(6番) 先ほど、生産者の団体の清涼飲料水でありますとか豆腐業界、それから菓子業界等のお話があったので、重複はできるだけ避けたいと思いますが、まずお願いしたいのは、インターネットを使ったパブリックコメントとか、このような「意見を聴く会」というのは非常にありがたいと思っておりますが、我々の蒲鉾(かまぼこ)業界の中は中小零細が多うございまして、先日も「パブリックコメントを求められているんだけど、皆さん知っていますか」と聞きましても、だれ一人わかっている人がいない、そして、いよいよ具体的な規格・基準ができてきたら、それから慌てるというのが生産者

の実態でございます。したがって、このような基準をつくるに当たって、また基準の前の条例の考え方等につきましても、生産者等関係者に詳しく御説明の上で、このような運びを持っていただきたいと思っております。

次に、この条例の内容でございますけれども、国の法律も今年の5月にやっと国会を通過して、これから政令・省令、更には告示というものがより具体的になってくるかと思えます。このような規格・基準でありますとか表示の問題等が国の方で定められて、その一応の区切りのついた段階で都の条例というのも考えていただければ、先ほどから言われているような二重行政であるとか重複するというような問題もなくなってくるのではないかと思います。我々の希望から言いますと、規格・基準というのは国に任せて、ある程度訓示規定的なものを条例の方でつくっていただければと考えるところでございます。特に、蒲鉾（かまぼこ）業界の場合ですと、地方からも中央の消費地に向けて出荷してくる生産者がかなりおります。そうしますと、東京都、神奈川県、または千葉県、埼玉県の首都圏でそれぞれ基準が違ってくるということになってきますと、なかなか流通も円滑にならないというような問題がございますので、是非、共通的な問題になるように、そのためには規格・基準というものは国に任せて、どうしてもやらなければならない地域的な問題のみを条例の中で取り上げるというようにしていただければ、大変ありがたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、東京都で規制だとか勧告等について公表される際に、消費者を含め、マスコミ等にもわかりやすく説明をしていただきたい。えてして、前提条件を抜きにして、結論だけが先走ってひとり歩きするというケースが多々ございます。そのようなことになると、非常に生産者は迷惑をこうむりますし、消費者も混乱をするというようなことになりかねませんので、その点もあわせてよろしくお願ひしたいと思っております。

時間は短いですが、以上でございます。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、次に7番の方、お願いします。

発表者（7番） 私は、都内に住んでいる一消費者として申し込みをさせていただきました。私自身は、家族の健康と、そして私たち食べる側の都民が、食べることによって健康が害されるのは困るなどと思って、今日少しでも意見を出させていただければと思っています。

私たち食べる側としては、食品というのは当然安全なものだという考えで、当たり前のように食べております。今回の前文にもありましたように、一昨年来からO157やBSEや違反添加物、そして偽装表示等々が次々に出てきまして、「本当にこれが食べ物に関するものか？」ということで驚いたわけなんですけれども、食べているのは生きるため、元気をもらうためであるし、子供にとっては何よりも成長するという、健康で大きくなると、そういうことだと思うんですね。ですから、この間に起きたことというのは仕方なく起きたのではなくて、ましてや偽装などでごまかすということで、食品を扱う企業としては許されないことではないかなと思っています。こういう中で、都が食品安全基本条例をつくるという運びになったことは、大変歓迎したいと思っています。是非とも、都民の命や健康、そして食品の安全というものを第一に据えた条例になるようにやっていただければなと思っています。

この条例のところなんですけど、基本的な考え方というか、難しく言えば理念というんでしょうか、そういうところに「都民の権利」ということをきちんと明確にさせていただきたいなと思います。先ほども御発言がありましたけれども、やはり安全なものを食べるのが当たり前と思っているわけですので、「都民の命と健康を守り、安全な食生活を営む権利がある」ということを明確にさせていただきたいなと思います。

そして、それを保障するのは都であると思うんですね。ですから、もう一つは、やはり都の責任というものを理念的なところ、基本的なところに明確にさせていただきたいなと思います。「都は、食品の安全性について、都民の健康を保障する最も重い責任がある」ということを入れていただきたいと思います。

事業者の責任がきちんとされているのは、とても歓迎したいと思います。

そして何よりも、都民は買って食べるものの安全性を確認できません。ですから、その次に「都民の役割」となっていますけれども、役割ではなくて、知る権利とか、学ぶ権利とか、意見を言うのは役割ではなくて権利として入れていただきたいと思います。

先ごろ、ある企業を訪問したときなんですけれども、「消費者の皆さんは高く安全な国産のものを買いますか。それとも、輸入で、残留農薬が入っているのがわかっているけど安いものを買いますか。それはお客様の選択ですよ」みたいなことを言われたことがあるんです。やはり、それは違うと思うんですね。当然、安全なものを売るということを第一にさせていただきたいなと思います。

そして、もう一つは、「基本的な考え方」に、これも先ほど出ていましたけれども、きちんと未然に防ぐための予防原則というものを明記していただきたいと思います。私たちが健康被害を受けてからでは遅過ぎると思います。

それから、国で決めているいろいろな基準、残留農薬や添加物などですけれども、この基準は決して私たち都民にとっては安全とは思えない、緩やかな基準もたくさんあります。しかも、加工食品は基準さえありません。ですから、今回いろいろ問題になった冷凍ほうれんそうなどは基準がなかったんですが、ようやく動き出して、ストップすることができました。例えば、ベビーフードなどについても、これは基準値以下だからいいだろうと企業に言われました。でも、赤ちゃんが食べるものや妊産婦、病人が食べるもの、こういうものは一般的な基準と同じということではなく、是非、東京都としてきちんとした都の基準というものをつくっていただきたいと思います。

あと、これで終わりにしますけれども、赤ちゃんからお年寄りまで食べ物を食べているということをまず認識していただいて、事業者にも安全なものをきちんとつくっていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、次に8番の方、お願いします。

発表者(8番) 私、食品の輸入を行っております一企業の者なんですけれども、既に業界団体の方から発表されたことと大分重なる部分がありますが、私どもの意見として発表させていただきます。

「自主回収報告制度」につきまして、現状、食品業界で実際に行われている形のを考えますと、新たに制度化すると逆に縛りが多くなって、スムーズにいかなくなるのではないかと考えられるような点がございます。例えば、知事への報告を義務付けるという点

なんですけれども、こちらも既に発表されておりますが、現在でも保健所の方に連絡し、報告するような体制が築かれております。これに更に知事への報告を義務付けて新たな連絡制度をつくるというよりも、今行われているものを利用するような形で、例えば保健所への報告をもって知事への報告とするような、窓口の一本化というような形、これを明文化してははっきりとさせていただきたいと存じます。

また、報告の義務付け・公表に関して、内容的な細かい部分なんですけれども、例えば、本社は東京都にあるけれども工場は地方にあり、またその回収が関西限定のものであるような場合ですとか、逆に地方から都の方に入って流通するような商品に関して、実際どのように対応するのか、横のつながりですね。こちらも先ほども御意見が出ておりましたけれども、そういったところをどうされていくのかという部分と、また、消費者の手に届く前に、例えば物流センターなどを通してお店の方に販売されるわけなんですけれども、その事前の段階で回収という形になった場合にも、やはり報告、また公表という形になるのかと。何でもかんでも公表という形にしまうと、逆に企業として本当に必要なときに二の足を踏んでしまうようなことにつながりかねないかなとちょっと危惧しております。

また、最後に、評価委員会の安全性調査の部分なんですけれども、こちらにつきましても、科学は日々進歩しておりますし、新たなリスクというものが生まれてくる。それに対して、防止策として情報収集や調査をしていくということは非常によろしいことかと思うんですけれども、食品業界というのは法の規制の中で動いておりますので、新たにそれが見つかったからといってすぐに - - 改善していかなければならないのは当然なんですけれども、すぐに発表してしまうと逆に過剰反応ですとか、風評被害といったところにつながるおそれもあるかなと。そこら辺、国の基準なり、働きかけをしながら、混乱に結びつかないような形で行っていただきたいと存じます。

以上です。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、9番の方、お願いいたします。

発表者(9番) 私は、E区から来ましたFと申します。今日は一消費者として出席させていただきます。

私は、健康であるということ、安全で健康ということが第一条件だと思うんです。これについて、食品ですね、昨年なんですけれども、中国のほうれんそうですか、残留農薬で販売停止になる。今年も、税関でとめられたなんていうこともある。つい最近も、二、三日前、マツタケですか、これにも残留農薬があると。国内でもそうだと思うんですけれども、東京都は日本一の消費地である。千葉県なり、生産県も当然あるんですけれども、僕はそれについて、消費者として安全であるということが基本だと思うんです。安全があって健康が保たれると。

それについて、私は、5年ぐらい前、病に倒れまして半年ばかり入院したんですけれども、自分の今までの体質を変えようということで、自分なりに工夫しました。まず、塩分をとらないようにするために、お酢とタマネギを漬け込みまして、ジャム状にして、それをやっかなりおひたしなりにかけて食べるようにしました。また、麦茶にドクダミとヨモギをまぜたものを毎日2リットル飲んでいました。そうしましたら、今もって病の兆候が全然あらわれていない。これまで毎年のように6月になると倒れていましたから、病院へ行

って検査はしているんですけども、今の状態なら完璧だと。血圧も平常です。

それから、僕は、今、キュウリとナスとトマトの苗を栽培しているんですけども、お酢と大葉 - - 大葉は、京都大学の教授が分析した資料があるんですけども、殺菌力が非常に強いと。また、防虫効果があるということで、お酢と大葉を攪拌しまして、その原液をろ過しまして、それを100倍に薄めまして散布したところ、ウドンコ病が消えてしまうんです。それを花ものだとか盆栽にも一緒にかけてみましたら、それにも虫がつかない。バラについていたアブラムシも死んでしまった。おかげで、キュウリが5本もなりまして、御近所に1本ずつあげましたら、「小さなところでも、こんなに立派なものになるんですか」と。要するに、農薬を使わなくても、そういった人間の知恵ですね。僕は実際に自分で経験して、それを散布してみたんです。ナスは今でも元気に育っています。ですから、農薬というんですかね、今年の3月10日、特定農薬というものが認められて、7月1日から食品安全委員会というものも内閣府の方にできたようで、今度東京都でもこういう条例をやろうということで、私は食品の安全ということが本当に基本だなと。僕は、そういった形で、お酢とタマネギ、それからヨモギとドクダミですね。自然のもので健康を今でも保っています。それから、私は足のひざが悪くて、医者へ1か月半も通ったんですが、ちっとも治らないんです。ところが、足の首へたわしを巻いて毎晩寝ましたら、今は医者へ行かなくて済んでいるんです。ですから皆さん、自分で健康ということを考えれば、幾らでも身近にあるのではないかと思って、私の今までの経験をちょっとお話ししたわけでございます。

黒川座長 ありがとうございます。

それでは、今お話しいただいた4名の方々に対して、御質問があればお願いします。

碧海委員 参考までに伺いたいんですが、7番の方、この「意見を聴く会」のこと、あるいはこの条例案のことについては、どこで情報を得られたんですか。最初の伊東さんから、インターネットによるパブリックコメントとか「意見を聴く会」などの情報が入りにくいというお話がございましたが、宮坂さんはどういうふうにして得られたのでしょうか。

発表者(7番) 私もそのことを発言にも盛り込みたかったんですけども、時間がないので割愛したんですが、私自身は、消費者団体Gに入っております。そういう団体を通して情報が入ってきますし、たまたま都政新報をとっておりましたので、見ました。ただ、本当にうっかりして、ぎりぎりに見たということもありますし、情報というのは、インターネットを引こうと思えば見られますけれども、引こうと思わないと見られないし、ただ一般的に、消費者として当たり前の生活をしたいなと思っている状況の中では、今回は非常にキャッチしにくかったなと思います。やはりもっと一般都民が目にする情報公開というものをもっとしていただければなと思います。先ほど、自主回収のところをインターネットで公表するとおっしゃっていましたが、それもインターネットだけではなかなか都民の目には触れないのではないかなと - - ごめんなさい、違うことまで発言して。そういうふうになんかちょっと思っております。よろしくどうぞ。

黒川座長 他に。

林委員 6番の方にお尋ねいたします。先ほど、蒲鉾(かまぼこ)業界は中小企業が多くて、情報の収集とか、更には今回の大きな制度改正でいろいろ対応するのか大変難しいと、大変苦労しているというお話がございましたけれども、そういう立場から、中小の零

細食品メーカーの立場から、東京都に対して具体的にこういう情報を提供してほしいとか、こういう研修をしてほしいとか、何か具体的な提案がもしあればおっしゃっていただきたいのですが。

発表者（6番） 具体的な情報をいただきたいというよりも、まずこういう基準をつくられるということに対しましてよく説明をしていただきたいと思います。例えば、非常に卑近な例ですけれども、一般細菌数が食品1グラム当たり幾つ以下でなければいかんよとか、大腸菌群陰性でなければだめだよとか、そういう基準が具体的にできた段階でないとな生産者というのはわかっていないんですね。その前のこういう全体的な基準をつくっている段階では、コメントしようにも何もできないというのが実態ではないかと思っております。

黒川座長 それでは、ほかにはないようですので、ありがとうございました。

おかげさまで、9名の皆様方から御意見をちょうだいいたしました。本日いただいた御意見を参考にさせていただきますして、今後、食品衛生調査会専門委員会として検討を進めていきたいと思っております。

本当に本日はお忙しいところ御参集いただきまして、かつ貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

奥澤食品監視課長 黒川座長、どうもありがとうございました。

それでは、これで「意見を聴く会」を終わりにさせていただきます。

本日傍聴された皆様の中で、「基本的な考え方」に対する御意見等がございましたら、本日、受付の際にお渡しした資料の中にアンケート用紙がございますので、それに御記入いただきまして、受付の回収箱に御提出いただければと思います。いただきました御意見は、意見募集の一部として活用させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の「意見を聴く会」、これをもちまして終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時41分 閉会